

原告と共に

原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会
会報 NO.10 / 発行：2015年11月
〒612-8082 京都市伏見区両替町9丁目254
北川コンサイスビル203号
TEL:090-8232-1664 FAX:0774-21-1798
E-mail:shien_kyoto@yahoo.co.jp
Blog:http://shienkyoto.exblog.jp/

第11回口頭弁論の 傍聴に来てください！

9月29日の第10回口頭弁論は、抽選には至らなかったものの、開廷までに用意された傍聴券は全てなくなりました。

今回、原告側は4つの準備書面を提出し、準備書面(22)―因果関係論：事故後の事情に基づく避難と避難

継続の相当性―について、高木野衣弁護士がプレゼンを行いました(2面に概説を掲載)。

その後、第3次原告のお二人が意見陳述をされました。緊張されたと思いますが、お二人とも素晴らしい陳述でした(3〜4面に小林雅子さんの意見陳述を掲載)。



11・3団結まつり(扇町公園)で支援を訴える原告

期日報告会では、DVD『謝れ!まやえ!―原発事故被害者団体連絡会(ひだんれん)結成』を上映。原告の宇野さんと共同代表の福島さんからの報告に続いて、日本科学者会議京都支部の宗川吉汪さん(京都工芸繊維大学名誉教授)が「福島原発事故による小児甲状腺がんの67%以上が原発

◆原告・長谷川沙織さんよりメッセージ

福島県いわき市出身です。原発事故当時、大量の放射性物質が降り注ぎました。一体自分が、どの位の量を浴びたのかも未だ分かりません。子どもは、年齢が低いほど放射能の影響を受けやすいと知り、年齢が一才でも二才でも高ければと、よく思っていたものです。放射性物質をこれ以上取り込まないように

事故によって発症したと推定される」という分析結果をまとめた報告されました。いま政府・福島県は避難者住宅の無償提供を打ち切り、避難者に汚染地域への帰還を強要しています。当会は10月25日に、他団体と共催で、帰還政策を批判する「いのちと避難生活をまもる第4回京都公聴会」を開催しました(4〜6面に報告を掲載)。また現在、「避難用住宅の提供打ち切り撤回と、避難用住宅の長期無償提供を求める署名」、「避難先にと

できることはしようと、一年過ぎに、子ども達と京都へ参りました。原発事故はまだ収束もしていないのに、事故による放射能の被害は、まるでないかのような状況です。このままでは、どんな未来になるのかと思うと恐ろしいです。正直、私は裁判というものに抵抗を感じていました。でも、あの時

どまる原発事故避難者の住まいの安定を求める署名」に取り組んでいます。ぜひ、ご支援・ご協力をお願いいたします。

第11回口頭弁論期日
・日時:11月27日(金)11:00~
・場所:京都地方裁判所 101号法廷
※10時10分から10時30分まで整理券の交付があります。多くの方の傍聴をお願いします。前回配布した傍聴カードをお持ち下さい。スタンプの捺印を行います。プレゼントもお楽しみに!

命の危機を感じた事は忘れません。きちんと向き合わなくては。真相はなんなのか、そして、被害にあった子どもたちが、将来少しでも生きやすくなるようにという思いで、裁判への参加を決めました。みなさま、どうぞ裁判の傍聴、ご支援をよろしくお願いいたします。

◆第10回口頭弁論(9月29日) —準備書面(22)の概説—

9月29日の第10回口頭弁論で原告側が提出した準備書面(22)について、高木野衣弁護士からその目的と要点を解説してもらいました。

1 事故後の事情— 書面(準備書面22)の目的

これまで我々は、事故前の事情(①公衆被ばく線量限度が年間1mSv以下とされてきたこと、②被ばくによる人体への影響が甚大かつ不可逆的であること、③低線量被ばくでも人体への影響があること、④過去の放射線被ばく事故が示す危険性と損害)を挙げ、原告らの避難の

相当性を主張してきました。

本書面では、事故後の事情(①事故後の被告らの対応が、被告らの発信する情報への不信感をもたらしていること、②今も放射性物質の拡散があり、事故等によって更なる放射能汚染がありうること、③汚染水流出が続き、除染作業も思うように進んでいないこと、④避難先の生活を捨てて帰還するということ決

2 各事情について (1)事故後の被告らの対応

緊急事態宣言や避難指示など、事故後の国の対応は場当たり的で後手にまわりました。また、SP EEDI問題に象徴されるように、情報開示も遅れました。更には、「自主避難の促進」として、避難するか否かを国民の選択に委ね、国民を守るという国の責任を放棄しました。東電も、汚染水流出の可能性を裏付けるデータを把握していたのに、半年間も公表しませんでした。

このことが、国や東電は根拠無く帰還せよと言っているのではないか、まだ他にも情報を持っているのではないか、放射性物質が人体に与える影響を軽視しているのではとの不快感を原告に与え、帰還を躊躇させています。

(2)つづく放射性物質の拡散、汚染

現在、福島第一原発は廃炉作業中ですが、自然災害や作業員のミスによって、再び過酷事故を引き起こすかもしれませ

る。また、廃炉に向けた建屋カバー解体とガレキ撤去に伴い、放射性物質の飛散は不可避です。そして、事故後も増え続ける汚染水とその海洋流出は極めて深刻です。

(3)汚染水問題、除染問題

福島第一原発の原子炉建屋には、地下水脈から毎日400トン近くが原子炉建屋内に流入し、汚染水へと変わっていま

す。東電は、汚染水を汲み上げて放射性物質と水を分離し、原子炉冷却に再利用するシステムを導入しましたが、全ての放射性物質を除去できず、大気中に拡散した放射性物質

3 まとめ

被告らの事故後の対応から、発表される情報・施策に懐疑的になり、帰還を躊躇するのも当然です。被告らはまだ原発をコントロールできておらず、廃炉作業中の自然災害や人為的ミスで更なる事故が起きるかもしれないと思うと、帰還は出来ません。今も放射性物質は拡散し、土壌や海洋を汚染しています。リスクある場所へは帰還できません。そして、帰還の決断もまさに苦渋の決断です。原告らの避難継続は相当です。事故後の事情は、いつまで避難継続の相当性が認められるのかとの判断に影響しますので、今後も状況把握に努めます。

は、雨によって土壌や海に降下し、土壌や海洋を汚染しますが、その除染は思うように進んでいません。そして、土壌汚染や海洋汚染は、食品汚染をもたらします。今なお、多数の食品について出荷が制限されています。これら環境放射線への曝露や汚染食品の摂取により、住民の健康に長期的な影響を与える危険性があるのです。そのような場所へ帰還はできません。

(高木野衣弁護士)



高木野衣 弁護士

断が困難を伴うこと)を挙げ、原告らの避難継続は相当であると主張しました。

このことが、国や東電は根拠無く帰還せよと言っているのではないか、まだ他にも情報を持っているのではないか、放射性物質が人体に与える影響を軽視しているのではとの不

快感を原告に与え、帰還を躊躇させています。

さらに、大気中に拡散した放射性物質

は、雨によって土壌や海に降下し、土壌や海洋を汚染しますが、その除染は思うように進んでいません。

そして、土壌汚染や海洋汚染は、食品汚染をもたらします。今なお、多数の食品について出荷が制限されています。

原告らはまだ

第3次原告が意見陳述

第10回口頭弁論では、第3次原告の川崎安弥子さんと小林雅子さんが意見陳述を行いました。ここでは、小林さんの陳述を掲載します。川崎さんの陳述は当会のブログで見ることができます。

小林 雅子さん

私は、福島第一原子力発電所の事故の影響で、2011年8月、娘と2人、福島県福島市から京都市伏見区へ移り住みました。

震災の次の日の12日は、停電してない妹の家へ。そこで、1号機の爆発のニュースを知ります。福島市は、原発から約60キロ離れています。原発、放射能の知

識などまったく無かった私は、まさか自分がその後、福島を離れることになるなど、夢にも思いませんでした。

そして、我が家の電気が復旧した3月14日、3号機の爆発。さすがに、2回目の爆発となると不安になりました。翌日の3月15日、福島市の放射線量は24マイクロシーベルト/時で、しかし、その24マイクロシーベルト

がどんな値なのか、安全なのか、危険なのか、当時の私はさっぱりわかりませんでした。県外に住む友人から避難したほうが良い



小林雅子さん

その当時ほとんど

のお店は閉店しており、開いていたとしても、1時間か2時間程度、ガソリンを節約するために移動手段は自転車や徒歩。お店に着いてからも外で1〜2時間待つという状態でした。

私と娘も、食料や、水を手に入れるために、店の外に並ぶという日々が続きました。

今となつては、娘を外に並べたことが悔やまれてなりません。そして、私が最も悔やんでいることは、2011年3月16日、福島市の水道水から水1キロあたりヨウ素177ベクレル、セシウム58ベクレルが検出されたことを知らずに飲んでいたことです。我が家は3月15日、水道が復旧しました。

15日の夜は、実家の両親を家に呼び、温かい味噌汁を作り、お風呂に入り、洗濯をし、これで、日常を取り戻せると思いきや、これが以上爆発しないようにと願いな

がら、水道が使えることのありがたみを感じていました。本当に、無知は罪です。私は、それまで、原発のことなど、無関心、放射能の知識などゼロでした。そのため、娘や家族を被曝させてしまったのです。

その後、4月のはじめ、娘の通う小学校の放射線量が発表されました。地上1センチ3・4マイクロシーベルト、地上1メートル2・8マイクロシーベルトでした。その数値が安全なのか、危険なのかわからず不安だけが募る中、新学期が始まりました。

4月25日、ネットで見つけた、ある市民団体が主催する「放射能から子どもたちを守る会」という集会に参加しました。そこで、チェルノブイリ事故の際、年間5ミリシーベルトを超える地域に住んでいる住民は、移住すべきである。年間1〜5ミリシーベルトの地域は、避難の

権利があるというところ。そして、原発労働者の被曝でガンになり労災認定されたということも知りませんでした。この事実を知ったとき、愕然としました。もう、3ミリシーベルトを超えるくらい被曝しているし、このままだと年間5ミリシーベルトどころじゃない。どうすればいいのだから？そして、国は、子どもたちに年間20ミリシーベルトまで被曝させてもよいと言っていることに、私も愕然とし、怒りや絶望、不安でいっぱいになりました。帰路につきました。

その4日後の4月29日、元内閣官房参事官の小佐古敏教授が、校庭の利用基準

★当面の関連訴訟の日程★

- 11月・19日(木) …原発賠償ひょうご訴訟第11回期日
午前10時30分集合、午前11時開廷(神戸地裁)
- ・27日(金) …原発賠償京都訴訟第11回期日
午前10時10分抽選券配布、午前11時開廷(京都地裁)
- 12月・17日(木) …原発賠償関西訴訟第7回期日
午後1時15分抽選券配布、午後2時開廷(大阪地裁)
- 1月・13日(水) …大飯原発差止訴訟第9回期日
午後2時開廷(京都地裁)
- 2月・3日(水) …原発賠償京都訴訟第12回期日
午前10時10分抽選券配布、午前11時開廷(京都地裁)
- ・10日(水) …原発賠償ひょうご訴訟第12回期日
午後1時30分集合、午後2時開廷(神戸地裁)

20ミリシーベルトは認められないと涙ながらに訴えた辞任会見を見て、怒りと、絶望と悔しさがますます募り、何とかしなければと思いはじめました。

その後、色々な学者、専門家の講演会にも行きました。被曝低減のための施策をして下さいと、市役所、県庁にもお願いに行きました。娘に初期被曝をさせてしまった私は、これ以上、娘を被曝させられない、避難したい、避難しなければという思いが大きくなっていきました。夫も、避難したほうがいいと言ってくれましたが、避難区域外の福島市からの避難者を受け入れてくれる所を探すのは、大変でした。京都府が、自主避難者を受け入れてくださるというのを知り、ダメ元で、京都府の災害対策本部に電話をしたところ、とても、親切に私たちを受け入れてくださいました。こうして2

011年8月、私と娘は、京都市に母子避難することになりました。

京都に避難をしたものの、夫は、福島に任んでいるという二重生活です。経済的にはとても苦しい状況です。福島では専業主婦だった私ですが、2012年の2月から働きに出るようになりました。娘が生まれてから、約10年間以上、家には私が、いきなりパートタイムではあります、ほぼフルタイムで働きにでたせいでしようか、2012年5月に急性腎盂炎にかかり、8月には帯状疱疹にかかってしまいました。今もそうですが、日々生きるのに精一杯の状況です。そんな中、なぜいま裁判の原告団に加わったのか？

20ミリシーベルト以上、50ミリシーベルト以上ある避難区域の解除など、命と健康、人権が軽んじられている政策を強行しています。本当に、憤りでいっぱいの日々です。

『原発事故を起こした加害者が、全く責任を取らない不条理に對して、今、声を上げないと一生後悔する』と思ったのが提訴を決めた一番の理由です。去年の10月、福島の自宅の除染が終わりました。が、原発事故前の放射線量に戻ったわけではありません。汚染土の仮置き場が決まらないため、汚染土は、庭に埋めてあります。私の実家、ご近所の家は、裏庭に汚染土の入ったフレコンパックが積んであります。フレコンパックは、劣化します。大雨や台風が来たら、流されてしまうかもしれません。実際、今月、起きた大雨の被害で、飯舘村の汚染土は、流されてしまいました。

ホットスポットも沢山あります。風が吹けば埃が舞います。放射性物質も舞います。

事故前とは、何もかも違うのです。私たち、無用な被曝をしなければいけないのでしようか？被曝を避けることは、許されないのでしょうか？許されないのです。許されない曝を避ける選択をすれば、家族、お金、今まで築きあげたものを失ったまま我慢しなければならぬ。我慢しなければならぬのでしょうか？人権が蹂躪されても、我慢しなければならぬのでしょうか？



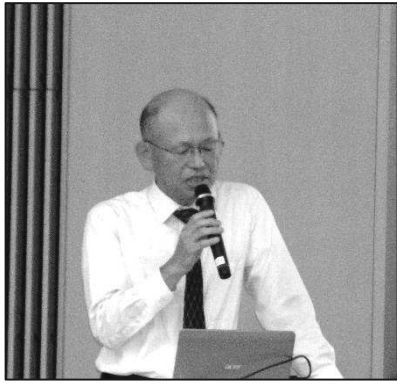
主催者を代表して報告する奥森さん

◆いのちと避難生活をまもる 京都公聴会を開催

10月25日、キャンパスプラザ京都で「政府・福島県は帰還政策の撤回を！私たちをこれ以上被ばくさせないで！！いのちと避難生活をまもる第4回京都公聴会」を開催しました。13時～17時という長時間の集会であったにもかかわらず、70名を超える避難者・支援者の参加がありました。

最初に主催者を代表して、うつくしま☆ふくしまin京都代表であり、原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会事務局長の奥森祥陽さんが報告と提案を行いました。報告の要点は、以下のとおり。

◇政府・与党は「帰還困難区域」（年間50ミリSVを超える地域）を除く避難指示区域について、「避難する状況にはない」として2017年3月までに避難指示を解除することを閣議決定した。◇福島県は災害救助法に基づく「見なし仮設住宅」の無償供与期間を2017年3月までとし、それ以降は「新たな支援策」で対応するとしている。◇だが、その



講演する井戸弁護士

京都市議会議員の

民主党の加えられた

無害というわけではなく、我慢すべき量

た際に撮影したビデオ

町などを激励訪問した

と比べて20倍か

中身は2年だけ家賃の一部を補助するといふものであり、避難者を切り捨てるものだ。◇ウクライナでは無料の健診や長期保養などが実施されてきたが、事故から30年近く経った今でも「100%健康な子どもはいなくなった」と言われている。◇福島県でも甲状腺がんの多発をはじめ、さまざまな健康被害が発生している。◇政府と福島県に、被ばくを強要する帰還政策の撤回と避難の継続、移住を希望する被災者への全面的支援策の実施を求めている。

「避難指示解除準備区域」の2017年3月末解除方針の撤回を求める。◇「避難用住宅の提供打ち切り撤回と避難用住宅の長期無償提供を求める署名」(全国7当事者団体呼びかけ)、「避難先にとどまる原発事故避難者の住まいの安定を求める署名」(キビタキの会呼びかけ)に取り組み、政府・福島県交渉を行う。◇各地で避難者懇談会・聞き取り活動を行い、政府・福島県・避難先自治体への要請書を確立する。◇福島県以外からの避難者の聞き取りを行い、県交渉を開始する。◇「放射能健康診断100万人署名」を取り組み、政府・福島県・近隣県

田中健志さん、共産党の京都市議会議員団長の山中渡さんから挨拶をいただきました。第1部は、「子ども脱被ばく裁判」弁護士による「政府の帰還政策批判と子ども脱被ばく裁判の意義」と題した講演で、以下のとおり。

でしかない。◇原発事故以降、政府・行政は情報を隠蔽し、安定ヨウ素剤を投与せず、山下俊一氏を使って安全宣伝を繰り返して、校舎利用基準をなし崩し的に20ミリSVに引き上げた。◇そして今、帰還政策が推進されているが、これは東京オリンピックまでには帰還困難区域以外は元通りにするという政策だ。◇福島では、突然死が増え、がんの進行が早くなり、白内障など急激に目が悪くなる人が増えている。WHO(世界保健機構)も、全固形がんや乳がん、白血病の増加を予測している。福島県浜通り・中通り一帯の土壌が放射線管理区域並みに汚染(4万ベクレル/m²)されている。◇こうした中で、福島県をはじめ全国で裁判が闘われている。「子ども脱被ばく裁判」のうちの子ども人権裁判は、子どもが「安全な環境(追加実効線量が年0.3ミリSV以下の環境)で教育を受け

確認」を求めるものだ。◇一部専門家という人たちが「年100ミリSV以下なら健康被害はない」と言うが、もともとは「累積100ミリSV」だったものを「年100ミリSV」にすり替えた。年20ミリSVでも5年以上経てば「累積100ミリSV」を超える。◇海外の調査研究では10ミリSVでがん死が3%増えるということが分かっている。声を上げてこない被害はなかったことにされてしまう。

そのあと、大飯原発差止訴訟(京都地裁)を争っている京都脱原発原告団の吉田明生事務局長から、第4次原告への参加の訴えがありました。

く傾向があり、14歳以下ではほとんど見られない(発症する人は10万人に0.2人以下)。◇全国の甲状腺がん発生率と比較するためには、発見率を平均有病期間で割る必要がある。そうした補正を加えて比較しても、低い地域で20倍、高い地域では50倍の異常多発だ。◇各年次ごとの発見率をチェルノブイリでの発見率と比較しても、チェルノブイリの汚染地域に匹敵する数値だ。これがスクリーニング効果でないことは、チェルノブイリ事故で汚染されなかった地域での集団検診では7万人のうち1人しか発見されなかったことでも明らかだ。◇「過剰診断ではないか」と疑う声もあったが、手術した54例は「手術を要するほどの臨床がん」であったことが判明している。◇本格検査の結果でも、放射線量が高かった地域では全国発生率と比較して20倍か

ら50倍の異常多発となつている。◇W H Oも「原発事故健康リスク評価」(13年2月)の中で、1歳の年齢グループについて15年間の甲状腺がん罹患リスクを推計しており、浪江町の男児7・4倍、女児9・0倍、飯館村の男児4・6倍、女児6・0倍の増加を見込んでいます。◇こうした健康被害は福島県にとどまらぬ。北茨城市でも3人の甲状腺がん患者

が見つかつたが、文句なしの異常多発だ。◇健康被害は甲状腺がんだけではない。福島近隣7県では死産や新生児の死亡が増えているし、近隣4県では急性心臓死が増えている。チェルノブイリ事故では幅広い健康被害が生じ、今も続いている。◇被ばく軽減策としての避難、保養、食の安全が必要。帰還政策は撤回されるべきだ。今後の健康被害の拡大に備え

て、健診・医療体制の整備が求められる。第3部は、避難者からの訴え(公聴会)でした。◇郡山市からの避難者で原発賠償関西訴訟原告団代表の森松明希子さんは、内閣総理大臣と福島県知事宛に書いた手紙を朗読するという形で発言。「福島が元の状態に戻るなら、今すぐにでも戻って生

活したい」との避難者の思いを語りながら、避難という選択肢を選んだ者を支援する制度がない現状を告発。「命と健康を守る行為こそ原則」と強調しました。◇福島市から避難した齋藤夕香さんは、避難生活に追われながらも、福島に残っている子どもたちを保養に出させた

いと保養事業をやり、若い人に伝えなきてはと大学に出かけて行って話をしている」と報告。◇福島市から避難した小林雅子さんは、福島での安全キヤンペーンを紹介し、福島では情報が遮断され声を出しにくい状況なので、声を上げられる所から声をあげて行きたいと思いを語りまし

た。◇福島市から避難した宇野朗子さんは、帰還政策は「被ばくか貧困か」を選ばせようとする非人道的なもの」と批判し、全国の避難者がつながつていこうと10月29日に「避難の権利」を求める全国避難の会を結成すると報告。◇いわき市から避難した高木久美子さんは、「残つても地獄、避難しても地獄だ」と悩んだが、避難できたのは無償住宅があつたからで、打ち切り撤回するために知恵を貸してください」と訴えまし

た。◇田村市から避難した鈴木絹江さんは、リスクを抱えている人(原発作業員、障害のある人)の実態調査をやつてもらえる先生、会計から見た帰還政策を明らかにしてくれる先生がおられたら教えてほしいと情報提供を呼びかけ。◇南相馬市から避難した青田勝彦さんは、昔から反原発闘争をやつてきて、今も滋賀県で運転差し止め訴訟に参加している。声を絶やさず上げ続けることが大事だと訴えました。◇原発賠償京都訴訟原告団共同代表の福島敦子さん(南相馬市から避難)は、避難者は「被ばくか貧困か自殺か」を迫られている、ぜひ裁判を傍聴しに来てくださいと支援を訴えました。

まとめの発言に立つた奥森さんは、「一人も路頭に迷わせない」を合言葉に、絶対に譲らずに取り組む」と決意を述べ、来場者の支援を訴えて全日程を終えました。



高松医師の講演の様子

◇福島市から避難した小林雅子さんは、福島での安全キ

ヤンペーンを紹介し、福島では情報が遮断され声を出しにくい状況なので、声を上げられる所から声をあげて行きたいと思いを語りまし

た。◇田村市から避難した鈴木絹江さんは、リスクを抱えている人(原発作業員、

障害のある人)の実態調査をやつてもらえる先生、会計から見た帰還政策を明らかにしてくれる先生がおられたら教えてほしいと情報提供を

呼びかけ。◇南相馬市から避難した青田勝彦さんは、昔から反原発闘争をやつてきて、今も滋賀県で運転差し止め訴訟に参加している。声を絶やさず上げ続けることが大事だと訴えました。◇原発賠償京都訴訟原告団共同代表の福島敦子さん(南相馬市から避難)は、避難者は「被ばくか貧困か自殺か」を迫られている、ぜひ裁判を傍聴しに来てくださいと支援を訴えました。

まとめの発言に立つた奥森さんは、「一人も路頭に迷わせない」を合言葉に、絶対に譲らずに取り組む」と決意を述べ、来場者の支援を訴えて全日程を終えました。

署名にご協力を!

政府と福島県は、「避難指示区域以外の地域から避難する状況にはない」として、17年3月末での無償住宅提供打ち切りを決め、事実上の帰還強要政策を進めています。

当会では、「うつくしま☆ふくしま in 京都—避難者と支援者のネットワーク」が取り組んでいる「避難用住宅の提供打ち切り撤回と、避難用住宅の長期無償提供を求める署名」(ひなん生活をまもる会、11月末第1次集約)と「避難先にとどまる原発事故避難者の住まいの安定を求める署名」(キビタキの会、11月末集約)に取り組んでいます。ぜひ、ご協力をお願いします。

なお前者の署名は、うつくしま☆ふくしま in 京都のブログからダウンロードできます。

<http://utukushima.exblog.jp/>

支援する会の会員になってください

◎個人1口: 1,000円 団体1口: 5,000円

口座番号: 00930-0-172794

(郵便振替口座)

口座名称: 原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会

※メーリングリストへの登録を希望される方は通信欄にメールアドレスをご記入ください。

※皆さまの会費が会の活動を支えていますので、切り替え及び新規の加入をお願いします。順次、会費の切り替えをお願いしますのでよろしくお祈りします。

原告からの投稿



大庭 佳子さん

ひだんれん集會に参加して

10月27日に福島市で開催された「ひだんれん 住宅支援・区域指定・賠償の継続を求める 再び！福島県民集會 & デモ行進」に、うのさえこさんの発言を代読させていただくために参加してまいりました。

今回も全国から10の団体の代表の方が壇上でそれぞれの活動を報告し、今の思いを訴えました。

まず、共同代表の長谷川健一さんがご挨拶をされました。「7月の県への要望

に対しての回答は国の言う通り従う、という内容のもので悲惨なものだった。皆これからどうなるのかと心配しながら毎日を送っている。しかしながら国、県は我々がまとまって声をあげてくることを怖がっている。だから横のつながりを持って立ち向かっていく。一步一步進んで最後に勝ち取りましょう。」との力強い一声でした。

続いて各団体からは以下のような報告がありました。

○放射線についての法律、災害時の住宅提供についての法律などは原子力災害に対応した法律が無い。私たちが被害者のための法律成立のためにがんばって行きましょう。



福島市内：ひだんれんデモ行進

ルの土地を除去している。それでも毎時0・53マイクロシーベルトの放射線管理区域である。精魂込めて作った田んぼに膨大な量の汚染土袋が並べられている。被害者の勝手な線引きは許されない。

○私たちがしている裁判の目的は事故の真実を明らかにする、被害者の救済、今後二度と事故を起こさないためのもの。本当の復興のためにやっつけていく。

ねばならない。たとえ「こどもがいじめにあつた」「このような生活費の増加があつた」「病氣」「夫婦別居」「離婚」等々。

また、国道6号線沿いの土壌汚染についての10月測定の結果について報告がありました。

福島県のほぼ全域が汚染地帯であるとの結果でした。こういった数値は証拠として必要なのだと改めて痛感し地道に測定してくださることに感謝します。

お昼時は良く晴れて暑いくらいでした。そして県に要望書を提出。県の都合により今日は話し合いの時間は持たれず、11月ということでした。内堀知事が出席できる日時にしてください、と要望することを確認しました。

私個人の感想ですが、事故後も福島県に住み続け、こういった活動を続けてきてくださった方々に敬意を表します。同時に県外に避難した皆様が本当に活発な言動をされていて、それに呼応して支援する方々も一生懸命活動してくださっていることがよくわかりました。疲労困憊でしように頭が下がらばかりです。

県外の方々のパワーは県内の人々にとって心強いものになります。県内の人々への後押しにもなります。全国の被害者がお互いに助け合いながら強大な権力に向かっていかなければならないと思

宇野 朗子さん

「避難の権利」を求める全国避難者の会が設立しました

避難当事者の全国的なつながりをつくりたい。各地でその想いを度々耳にしてきました。去る10月29日参議院議員会館にて、「避難の権利」を求める全国避難者の会」設立記念集會を開催し、約140名の方々と

もに、その第一歩を踏み出すことができました。私たちは、避難者への住宅保障をはじめとする避難の権利保障の具体的施策を政府に求めていくこと、また、全国各地に散らばる避難者の全国的なつながりを作っていくことを車の両輪として、今後活動をしていきます。

私たちひとりひとりの復興と、大切な子どもたちの未



全国避難者の会：ディスカッション風景

来のため、また、未来の子どもたちのため、あきらめることなく、つながりあって、前に進んでまいりましょう。

第2回集会を京都で開催します。詳しくは、ウェブサイトなどでお知らせいたします。避難者の皆さま、支援者の皆さま、ぜひご参加ください。

「避難の権利」を求め全国避難者の会設立記念集会 Part2 つながろう！はじめの一步 in 京都

◇とき
12月12日(土)
13時～16時30分
第1部・当事者ワークショップ
18時～20時30分
第2部・集会

◇ところ
同志社大学今出川キャンパス良心館 RY203
(主催「避難の権利」を求める全国避難者の会)

Eメール：
hinanokenri@gmail.com

ウェブサイト：
<http://hinanokenri.com>

フェイスブック：
「避難の権利」を

求める全国避難者の会

高木 久美子さん

第3回 「笑顔セット」発送

笑顔つながろう会では、避難ママを中心に子ども達、地域のみなさん、支援者さんと共にお裁縫会を開催してきました。そして、手作り品を各イベントで販売し、資金を貯めて、汚染地帯で暮らす大切な方々へ、京都の安心、安全な米、お野菜、お茶、お味噌などを詰めた「笑顔セット」を発送してきました。

今年も、去る10月31日に、沢山の方々の応援で、3回目の「笑顔セット」(1世帯あたり6千円相当)を26世帯に発送することができました。この取組みには、避難した私達が汚染

地帯に残る方々と「つながり続ける」といった思いがあります。

笑顔セットは、被災地で被曝を避けるため気をつけて暮らす方々にとっても喜ばれています。今回も、沢山の方々から後にお礼の電話、メール、お手紙がきました。「頑張ってるよ、よかったよ」と、こちら側も思う瞬間です。次のエネルギー

を頂いた気持ちです。

近々ブログに掲載しますので、一度覗いてみてください。

<http://egaotunagu.exblog.jp/>

笑顔つながろう会に関わってくださった全ての方々の想いを、形にできたと思っています。沢山のご協力、ご支援をありがとうございます。心からお礼申し上げます。



笑顔セット発送の様子

2014年度(2014年10月20日～2015年10月19日)決算報告

収入		支出		参考	
項目	金額	項目	金額	前年度金額	差額
年会費	454,000	会場費	19,740	68,460	△ 48,720
集会参加費	0	会報・チラシ作成費	42,396	43,405	△ 1,009
カンパ	26,500	郵送料(切手代)	127,130	46,292	80,838
雑収入	8,761	原告交通費補助	274,200	217,000	57,200
前年度繰越金	216,343	原告交流会費用(弁当代)	24,700	0	24,700
		家賃分担金・協賛金	36,385	25,000	11,385
		傍聴景品購入費	26,038	0	26,038
		名刺印刷代	0	11,000	△ 11,000
		パソコン購入費	0	110,199	△ 110,199
		消耗品費	4,888	5,310	△ 422
		学習資料購入費	0	15,000	△ 15,000
		原水禁大会参加費(団体登録料)	0	10,000	△ 10,000
		近畿訴訟団交流会分担金	30,000	30,000	0
合計	705,604	合計	585,477	581,666	3,811

翌年度への繰り越し=120,127

支援する会は3年目に突入
10月20日、支援する会も結成から3年目に突入しました。左に2014年度(14年10月20日～15年10月19日)の決算を載せました。前年度からの繰越金があったお蔭で、なんとか黒字を維持できましたが、単年度で見れば赤字です。前年度に比べて郵送料(切手代)と原告交通費補助が大幅に増えています。前年度の会報発行が3回だ

ったのに対し、14年度では倍の6回発行し、原告の行動範囲が、福島(対県交渉、ひだんれん集会)や東京(院内集会)にまでひろがったことが要因です。早ければ来年夏にも結審という進行状況の中で、支援する会の取り組みはますます重要になってきます。会員になられて1年ごとに会費更新となりますので、ぜひともご協力をお願い致します。